

令和4年度保育課会計年度任用職員(代替スタッフ(栄養士))募集要項

代替スタッフ(栄養士)は、職員が病気休職や産休・育休などにより一定期間欠ける場合に、その職員の休職等の期間において任用が認められる職です。

- 1 職名
代替スタッフ(栄養士)
- 2 募集期間
令和5年1月31日(火曜日)まで
- 3 募集方法
ホームページ等へ募集記事を掲載します。
- 4 募集人数
各園1名
- 5 選考方法
書類審査及び面接
- 6 応募資格
栄養士免許を有する者
(国籍及び年齢は問いませんが、日本語で業務ができるかた。)
なお、下記(1)～(4)のいずれかに該当するかたは受験できません。
(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(2) 目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(4) 現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法(昭和22年法律第49号)に定める労働時間(1日8時間又は週40時間)を上回ることとなる者
- 7 職務内容
保育園における献立等作成事務及び調理補助等
なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所(課)において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。
- 8 職務系又は職種
医療技術系
- 9 雇用期間
令和5年3月1日から同月31日まで

- 10 勤務日及び休日
勤務日
月曜日から土曜日のうち週5日
休日
日曜日及び祝日。ただし、あらかじめ保育園行事（運動会等）で勤務を割り振られた場合を除きます。
- 11 勤務時間
1日の勤務時間 6時間（実働）
概ね午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの休憩1時間を含む）。
※勤務先によって異なる場合があります。
- 12 勤務場所
目黒区立駒場保育園又は目黒区立祐天寺保育園
※敷地内禁煙
- 13 報酬額等
月額約192,216円（地域手当相当額を含む。）
採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。
その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額等を支給します。
報酬の支給日は、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。
- 14 服務
地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。
- 15 休暇等
年次有給休暇は2日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。
この他に、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。
- 16 災害補償
公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。
- 17 社会保険及び雇用保険の適用
厚生年金、健康保険（東京都職員共済組合）、雇用保険が適用されます。
健康保険について、退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員である必要があります（任用期間が4月1日から翌年3月31日までの1年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が1年を超える必要があります。）。
- 18 健康管理
職務により、保育課によるふん便検査を実施します。
- 19 被服貸与
職務遂行上、被服が必要な職及び所属に配属された場合は、被服を貸与します。

20 その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

21 応募方法

(1) 提出書類

ア 履歴書（6月以内の撮影写真添付）

イ 栄養士免許の写し

(2) 提出期限

令和5年1月31日（火曜日）（必着）

(3) 提出方法

封筒に希望する職名を明記の上、保育課保育係へ郵送又は持参してください。

なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。

22 郵送先・問い合わせ先

(1) 郵送先

〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区子育て支援部保育課保育係 会計年度任用職員任用手続き担当宛て

(2) 問い合わせ先

電話番号：03-5722-9865（直通）

受付時間：月曜日から金曜日（開庁日）午前9時から午後5時まで

以 上